

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	住宅設備改修等給付業務における派遣労働者の受け入れ
--------	---------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（派遣労働者の受入れ）

（担当部課： 福祉部 介護保険課 給付係）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	住宅設備改修等給付業務
<b>担当課</b>	介護保険課
<b>目的</b>	日常生活に困難がある高齢者に対し、住宅設備の改修や福祉用具の支給を行うことで、在宅での生活を支援する。
<b>対象者</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険で要支援又は要介護認定を受けた者</li> <li>2 介護認定を申請し非該当となった65歳以上の者</li> </ol>
<b>事業内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要支援又は要介護認定を受けた者を対象とした事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅改修 <p>手すりの取り付け、和式便器の洋式化、床の段差解消などについて、ケアマネージャ等が作成する理由書等の事前提出を受けたうえで、工事終了後、限度額の範囲で自己負担1割を引いた改修経費を支給する。(22年度実績 921件)</p> </li> <li>(2) 住宅設備改修 <p>浴槽の取り替え、和式便器の洋式化((1)との重複不可)などについて、事前に区が実態調査を行ったうえで、工事終了後、限度額の範囲で自己負担1割を引いた改修経費を支給する。(22年度実績 170件)</p> </li> <li>(3) 福祉用具購入費の支給 <p>レンタルになじまない腰掛便座、入浴補助用具等について、限度額の範囲で自己負担1割を引いた購入費を支給する。(22年度実績 1,171件)</p> </li> </ol> </li> <li>2 認定非該当となった65歳以上の者を対象とした事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自立支援住宅改修 <p>住宅改修と同様の項目について、事前に区が実態調査を行ったうえで、工事終了後、限度額の範囲で自己負担1割を引いた改修経費を支給する。(22年度実績 28件)</p> </li> <li>(2) 自立支援日常生活用具の支給 <p>入浴補助用具等について、事前に区が実態調査を行ったうえで、限度額の範囲で自己負担1割を引いた購入費を支給する。(22年度実績 15件)</p> </li> </ol> </li> </ol>

## 件名 住宅設備改修等給付業務における派遣労働者の受け入れについて

保有課 (担当課)	介護保険課
登録業務の名称	介護保険給付実績管理・住宅改修支給・福祉用具購入費支給・自立支援住宅改修等の給付
派遣労働者に行わせる事務の内容 (どのような仕事をさせるのか)	住宅設備改修等給付業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援住宅改修及び住宅設備改修、自立支援日常生活用具支給の訪問調査及び「内容検討・給付決定書」の作成入力等申請に関する業務</li> <li>・住宅改修申請に提出する「住宅改修理由書」の点検確認作業</li> <li>・福祉用具購入の書類チェック及び給付実績入力業務</li> </ul>
派遣労働者に取扱わせることとなる個人情報の範囲 (だれの、どのような項目か)	住宅設備改修等申請者の住所、氏名、性別、生年月日、生活保護受給の有無、電話番号、介護保険認定状況、介護保険料段階、介護保険給付情報、訪問調査結果
派遣事業者の名称	(株)アデコ
派遣労働者を受入れる理由	介護保険課給付係の担当職員が休職となり、業務の性質上、介護保険支援専門員(ケアマネージャ)と同程度の業務知識を持つ代替職員が必要となったため
受け入れる労働者の人数	1名
派遣労働者の受入期間	平成23年1月5日 から平成23年11月24日まで
派遣労働者の受入れにあたり区が行う個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 契約の段階で個人情報保護に関する内容を仕様書に明記する。</li> <li>② 採用時個人情報の保護遵守に関して研修を行う。</li> <li>③ 外出の際は、個人情報の外部持ち出しについて課で作成したガイドラインに沿った対応を確認する。</li> </ol>